

## (1) スクールソーシャルワーカーの配置と活動について

### 1 趣旨・目的

児童生徒の指導上の課題を抱える児童生徒や家庭に、より効果的な支援を行っていくことを目的として、平成26年度から教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカー1名を常勤配置した。

平成30年度からは、各区1名計を小学校に拠点校配置し計10名の配置体制となっている。

支援対象とする児童生徒数は、増加傾向にあり、今後もSSW配置の拡充について検討を進めたい。

### 2 相談開始への流れの例

・支援が必要な児童生徒や指導が困難な児童生徒について、学校から事務局に相談

⇒ 区担当主事と学校が協議し対応を検討

⇒ 必要と判断された場合にSSWに担当主事が連絡

### 3 具体的な活動

社会福祉などの専門的な知識や技術を有するSSWの特性を生かし、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っている。

- ・月1回開催される不登校担当ブロック会や小学校部会、各区で開催される各区ブロック会に出席
- ・学校からの派遣要請に応じて、学校訪問を行い、情報収集や対応を協議し、関係機関への調整や教員への助言
- ・各区こども家庭支援室やこども家庭センターと適宜連絡をとり、学校との連携を図る（ケース会議の実施）
- ・各区の要保護児童対策地域協議会に区担当主事とともに参加し、連携強化に努める

## (2) スクールカウンセラー配置について

### 1 趣旨・目的

「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立中学校等に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題について研究を行い、児童生徒の問題行動等の課題解決に資する

### 2 配置方式

原則として、各中学校区にスクールカウンセラーを2名配置し、1名を中学校（義務教育学校含む）に、もう1名は小学校に拠点校方式で配置し、校区内のすべての小・中学校を網羅する。

派遣回数については、中学校は月に4回、小学校に月に2回以上を原則とする。

(配置校数)

中学校81校、小学校拠点校118校、義務教育学校（前期・後期各1名）、高等学校9校(10名)

特別支援学校拠点校3校、スーパーバイザー2名（のべ217名、実人数99名）